行動規範 フェストアルピーネAG グループガイドライン

voestalpine
ONE STEP AHEAD.

www.voestalpine.com

目次

4 前書きおよび目的
適用範囲

5 実施責任

7 法令およびその他の外部および内部規則の遵守
人権、尊重およびインテグリティ
公正競争

9 寄付と後援

10 貿易規制と紛争鉱物
マネー・ロンダリング
利益相反

11 データ保護

12 情報と知的財産の保護

13 会社の財産の保護とITの使用
職場での安全

14 環境と気候保護
インサイダー情報の悪用の禁止
企業広報
不正行為の報告

発行情報

所有者及び媒体所有者：voestalpine AG, voestalpine-Strasse 1, 4020 Linz.
編集責任者・編集スタッフ：voestalpine AG, Group Compliance, T. +43/50304/15-2532, group-compliance@voestalpine.com,
www.voestalpine.com. デザイン：hufnagl/poex
すべての文書はグループのイントラネットからダウンロードできます：https://voestalpine.net/compliance.

行動規範

フェストアルピーネ・グループ
ガイドライン

フェストアルピーネは、材料と加工の専門知識を組み合わせた事業分野で世界的に事業を展開する技術グループであり、技術集約型産業および最高品質基準のニッチ分野で、鉄鋼その他の金属の製品およびシステムソリューションに注力しています。信頼できるパートナーとして、フェストアルピーネは、顧客の課題は自社の課題そのものであると考えています。

また、信頼できるパートナーとして、顧客、サプライヤ、社員、その他のビジネス・パートナーとの付き合い方にも責任を感じています。私たちの行動規範は、フェストアルピーネ・グループの社員が事業活動を自主責任において行う際に、社員をサポートします。これは、グループ全社員の道徳的、倫理的および法的に正しい行動の基礎となるものです。

当社の社員は当社の成功の不可欠な部分であり、当社に置かれた信頼と評判の重要な部分の基礎となっています。当社にとって、ビジネスにおける倫理および道徳に関する明確な原理と原則を定義することが重要であるのはまさにこのためです。本行動規範は、このための重要な基盤です。それは、各個人が生きた手本となることで、当社の企業文化の不可欠な部分とならなければなりません。

リンツ、2022年10月

取締役会

Herbert Eibensteiner　Franz Kainersdorfer　Robert Ottel

Franz Rotter　Peter Schwab　Hubert Zajicek

1　前書きおよび目的

フェストアルピーネ・グループは国際的な事業を展開していくため、社会的、政治的および法的枠組みの多岐にわたる条件に従っています。このような枠組み条件、特に国の法制度に対する違反は、当社の事業に多大な金銭的不利益を与え、当グループの評判を永久に損なう可能性があります。
本行動規範は、フェストアルピーネ・グループ内のあらゆる商業活動および意思決定の基礎を構成するものです。これは、グループ全社員 の道徳的、倫理的および法的に正しい行動の基礎となります。
法的規制、社内のガイドライン、規則、指示、あるいは本行動規範の規定に違反する社員は、懲戒処分の対象となります。また、違反があった場合、関係者に対する補償請求や損害賠償請求などの刑事上および民事上の結果をもたらす可能性もあります。
本行動規範は、フェストアルピーネAG　の取締役会の決議によって必要に応じて更新され、また場合により、特定の国または地域のみに適用される特別なガイドラインによって補完されます。

2　適用範囲

本行動規範は、取締役会メンバー、経営者およびその他の役員を含む、フェストアルピーネ・グループの全社員（以下「社員」と呼ぶ）に適用されます。新たに採用された社員は、雇用契約にある行動規範を遵守する義務があります。
フェストアルピーネ・グループには、フェストアルピーネAGが直接または間接的に少なくとも50％の株式資本を保有しているか、別の方法で支配力を持つ、すべての企業が含まれます。
フェストアルピーネAGが少なくとも25%の直接または間接の株式資本を保有しているが、支配力を持たない他のすべての企業には、本行動規範が通知され、会社法に沿った意思決定構造の枠組み内で、独立した認知によりこれを同様に実施することが要求されます。
さらに、当グループ会社がその重要なビジネス・パートナー（顧客、サプライヤ、コンサルタントなど）に対して本行動規範を通知すること、社員がビジネス・パートナーを選定する際に、フェストアルピーネ・コンプライアンス基準、またはそれと同等のコンプライアンス規則を意思決定の要素として考慮することも、グループの利益となります。

3 実施責任

各社員は、本行動規範の遵守と実施について責任を負っています。
グループの役員は、本行動規範の内容を実施する際に、実践を通じて全社員の手本とならなければなりません。また、社員に行動規範の扱いを指導し、その遵守を監視し、必要に応じて、グループ内の担当部署の支援を受け、研修を行うものとします。
社員は、本行動規範を解釈する際は常識に従い、また合理的な倫理および道徳基準に基づいて、特定の行為が批判を引き起こす可能性があるかどうかを検討するものとします。その際は何よりも、国固有の基準と習慣を考慮する必要があります。法的規制がある場合、裁量の余地はありません。
不明な点や疑問がある場合、すべての社員は直属の上司に相応の助言と意思決定の支援を求めることができます。
さらに、フェストアルピーネAGの担当する法務部門、人事部門、監査部門、グループ・コンプライアンス・オフィサー、部門別コンプライアンス・オフィサーにも問い合わせることができます。グループ・コンプライアンス・オフィサーは、紛争および解釈の問題において、行動規範の拘束力のある解釈に対する最高の権限を持ちます。
コンプライアンス・オフィサーには、次の連絡先から問い合わせることができます。

グループ全体： group-compliance@voestalpine.com
鉄鋼事業部： steel-compliance@voestalpine.com
高機能金属事業部： highperformancemetals-compliance@voestalpine.com
金属エンジニアリング事業部： metalengineering-compliance@voestalpine.com
金属成形部門： metalforming-compliance@voestalpine.com

グループ全体および部門別コンプライアンス・オフィサー、ならびにその連絡先情報は、グループ全体のイントラネット (https://voestalpine.net/compliance) に掲載されています。

4 法令およびその他の外部および内部規則の遵守

すべての適用される法律、およびその他の外部およびグループ内の規定は、すべての業務遂行および決定において厳格に遵守されなければなりません。
すべての社員は、それぞれの責任範囲に適用される法律、その他の規制、および社内ガイドラインと規制に関して包括的に情報を収集し、疑念が生じた場合は、担当部署（第3項を参照）に問い合わせる必要があります。

5 人権、尊重およびインテグリティ

国連憲章と欧州人権条約に基づいて、人権はすべての社員が尊重し、遵守しなければならない基本的な価値と見なされています。
フェストアルピーネの企業文化は、各個人は独自で価値があり、各個人の能力を尊重しなければならないという事実を認め、受け入れています。したがって、フェストアルピーネ・グループは、あらゆる形態の人身売買と現代奴隷、および児童労働と強制労働を禁止し、またいかなる種類の差別も容認しません。容認できない差別には、たとえば、グループのビジネス施設や生産施設内でのあからさまな言い寄り、屈辱的なコメント、ジョーク、下品な表現、猥褻なジェスチャー、またはその種の画像を見せることなど、あらゆる形態のセクシャルハラスメントが該当します。このような行動は、その意図がなかった場合は迷惑行為として分類することもできます。
これらの原則は、外部パートナーに対する行動にも適用されます。

6 公正競争

6.1 競争法および独占禁止法

市場における透明かつ公正な運営は、グループ各社およびその社員の利益と、フェストアルピーネ・グループ全体の競争力を持続的に保障します。自由競争の制限、競争法および独占禁止法規制への違反は、フェストアルピーネ・グループの企業理念と文化、ならびにフェストアルピーネ・グループのイメージに相反します。

国内または国際的な独占禁止法規定への違反は、フェストアルピーネ・グループおよび関係社員に深刻な結果をもたらす可能性があります。これは特に、高額の罰金と賠償金支払いの可能性があり、一部の国においては社員の懲役刑の可能性さえもあります。口頭による取り決めや協調的行為は、書面による取り決めと同様に罰せられます。

特に以下の行動原則について、社員は事業活動の範囲において遵守するものとします。

» 競争行動を決定する、またはそれに影響を与える商業上の取り決めを、競合他社と行ってはならない。これは、特に、価格、価格構成や生産能力の設定、市場または顧客の配分、もしくは顧客または他の市場参加者のボイコットを設定することを目的とする、またはそのような結果を導く契約や取り決めに適用される。

» 競合他社との話し合いやその他の連絡において、価格、価格構成、販売条件、コスト、生産能力、作業量、在庫高または同様の機密情報などの機密事項に関する情報交換は、たとえ一方的でない場合でもしてはならない。

協会、職能団体、その他の業界組織への参加と活動は、国内および国際的な立法プロセスにおいて、産業団体および経済団体の利益を代表し、また、規格化および標準化活動を準備するための重要な基盤となります。ただし、そのような協会、職能団体、業界組織のメンバーは、競合他社であることが通常です。このような背景で、フェストアルピーネは、自発的・強制的な参加に関係なく、協会、職能団体、他の業界組織の参加と活動に関する厳格な規則を持っています。この規則では、特に、そのような組織への参加は各事業部代表企業の取締役会によって承認される必要があり、販売やマーケティングに携わる社員は、そのような組織のいかなる種類の会議やイベントにも参加することを禁止されていることが定められています。この規則の詳細については、グループガイドライン　フェストアルピーネAGの独占禁止法を参照してください https://voestalpine.net/compliance)。

6.2　汚職/贈収賄/贈答品の受領

すべての社員は、容認できない方法で商取引に影響を与えることが意図されている場合や、そのような印象が生じる可能性がある場合、直接的または間接的に利益[1]　を提供または受領することを厳しく禁止されています。唯一の例外は、慣習的な商慣行の範囲での価値の低い贈答品と供応です。その他の贈答品はすべて拒否または返品し、上司に知らせる必要があります。
現金や金銭的価値を有する特典の提供または受領はいかなる場合も許可されていません。
いずれの場合も、国固有の法律および慣行を考慮に入れる必要があります。

7　寄付と後援

フェストアルピーネは、さまざまな方法で社会的責任を負うことに取り組んでいます。フェストアルピーネ・グループの企業は、主に人道的および社会的プロジェクト、文化および科学機関の支援、教育のために、金銭的および物質的な寄付を行うことが許可されています。
また、フェストアルピーネ・グループは、厳選された文化プロジェクトやスポーツイベントの後援も行っています。
このような金銭的給付は、いかなる状況下でも、行動規範またはフェストアルピーネ・グループで有効なガイドラインの他の条項を回避するために使用してはなりません。フェストアルピーネは、政治家、政党、政党関連組織、政治的・社会的関心を追求するフロント組織に、いかなるものでも寄付やその他の金銭的供与を行いません。これには、政党のメディアまたは政党関連組織のメディアへの広告掲載も含まれます。

[1] 利益の供与には、贈答品、招待、通常社外向けには適用されない条件での購入の便宜、無利子のローンなどがあり、また当人だけでなく近親者への援助も含まれます。

8 貿易規制と紛争鉱物

国際貿易は、フェストアルピーネ・グループの企業にとってビジネス戦略の重要な部分です。このため、グループ会社およびその社員がビジネスを行うすべての国において、グループ会社とすべての社員が、関連する貿易管理と制裁の規制に従い、それらを遵守して業務を遂行することが不可欠です。これを確実にするために、社員は必要な予防措置を講じて、これらの規制や要件への違反を排除します。これには、輸入、輸出、税関に適用される規制に加えて、サプライヤまたは買い手による回避を防ぐための措置も含まれます。
同様に、社員は適用される正当な配慮基準を守り、その収益が直接または間接的に人権を侵害する武装集団の資金となる原材料の使用を回避するビジネス・パートナーの努力を支援する必要があります。

9 マネー・ロンダリング

欧州連合の加盟国や米国をはじめとする諸国は、マネー・ロンダリング禁止法を制定しています。全社員に対して、単独で、または第三者と協力して、マネー・ロンダリング規制に違反する行為を行うことは禁止されています。マネー・ロンダリングとは、直接的または間接的に、刑事犯罪により通常の経済循環の中で生じた金銭その他の資産の持ち込み（例：交換または送金による）を意味します。

10 利益相反

事業の過程において、社員は、個人的または経済的利益がフェストアルピーネ・グループの利益と対立、または対立する可能性がある状況に陥ることがあります。このような状況においては、フェストアルピーネ・グループは社員がフェストアルピーネ・グループの利益のためにのみ行動ことを期待します。こうした利益相反は常に排除されるとは限らないため、フェストアルピーネ・グループは、社員に対し、かかる状況に透明性のある方法で対処するよう義務付けています。
すべての社員は、実際の、または潜在的な利益相反を、たとえそういった利益相反の発生の可能性があるのみの場合でも、それぞれの上司に自発的に直ちに完全に開示し、必要に応じて特別な承認を申請する義務があります。

利益相反は、特に次の事項に関連して発生する可能性があります。

» 副業は、フェストアルピーネ・グループの義務と矛盾したり、利益相反につながったりする可能性があります。したがって、競合他社やビジネス・パートナー、特定の顧客やサプライヤで副業を行うことは禁止され、その他のすべての場合は、上司による事前の書面による承認と担当人事部門への通知を必要とします。

» 競合他社またはフェストアルピーネ・グループのビジネス・パートナー、特に顧客やサプライヤとの経済的な関わり合いは禁止されています（通常の資産管理に該当する上場企業への小規模投資を除く）。近親者によるそういった投資は、その都度上司に明確に通知しなければなりません。近親者には、社員の配偶者または内縁のパートナー、両親、兄弟姉妹、子供、および社員の世帯に少なくとも1年間住んでいる他の人が含まれます。

» 同様に、フェストアルピーネ・グループのビジネス・パートナーとの取引は、ビジネス・パートナー側の会社決定に関与する人物、または直接の交渉相手が近親者である場合、契約交渉の開始前に適時に報告する必要があります。

11 データ保護

フェストアルピーネ・グループの企業は、事業活動の一環として、社員、顧客、サプライヤ、その他のビジネス・パートナーの個人データを処理します。フェストアルピーネは個人データの保護を非常に真摯にとらえています。

個人データの処理（収集、使用、転送、公開、保存など）は、法規ならびにフェストアルピーネ・データ保護ガイドラインに準拠したもののみ許可されます。すべての社員は、個人データを注意深く細心の注意をもって扱う必要があります。全社員は、フェストアルピーネ・データ保護イントラネット領域で、データ保護に関する詳細な情報を閲覧することができます（https://voestalpine.net/dataprotection）。

12　情報と知的財産の保護

12.1　機密情報の秘密保持

自分の活動分野以外の情報を含む、職業活動の枠内で得られたあらゆる種類の機密情報は、自己利益追求のための使用や、第三者の利益のためにアクセス可能にすることがあってはなりません。
あらゆる種類の企業情報（文書、抄録、ファイル、図面、設計図、用紙など、それらの紙および電子またはその他のデータメディアへのコピーを含む）は、確実に、常に安全に保管される必要があります。こうした情報を業務上の理由で社外に持ち出す必要がある場合、第三者による閲覧またはアクセスから保護する必要があります。
情報源に関係なく、すべての営業および企業秘密、グループおよび会社に関連する問題、特に研究開発プロセス、買収戦略または買収目標、ならびに重要な投資については、厳格な守秘を維持する必要があります。外部パートナー（サプライヤ、コンサルタントなど）が関与する場合、適切な機密保持契約を締結する必要があります。
同様に、営業および企業秘密を導き出すことのできる情報もまた、内密に扱われ、専門的な活動の枠内でそれを必要とする社員のみが利用できるようにしなければなりません。それらは社員によって安全に保管される必要があります。これは、特にフェストアルピーネ・グループの契約パートナーと相応の機密保持契約が締結されている場合、機密保持の利害関係を持っている情報にも適用されます。
秘密保持の義務は、雇用関係の終了後も継続します。
それに加え、それぞれの雇用契約の関連する機密保持条項が適用されます。

12.2　知的財産

知的財産（=特許、ブランド、ノウハウ）は、フェストアルピーネ・グループの最も重要な資源の1つです。競争での優位を確保するために、すべての社員は知的財産を保護し、競合他社またはその他の権限を持たない第三者がこの知識にアクセスすることを防ぐ義務があります。同時に、フェストアルピーネは競合他社やビジネス・パートナーの知的財産とノウハウを尊重します。

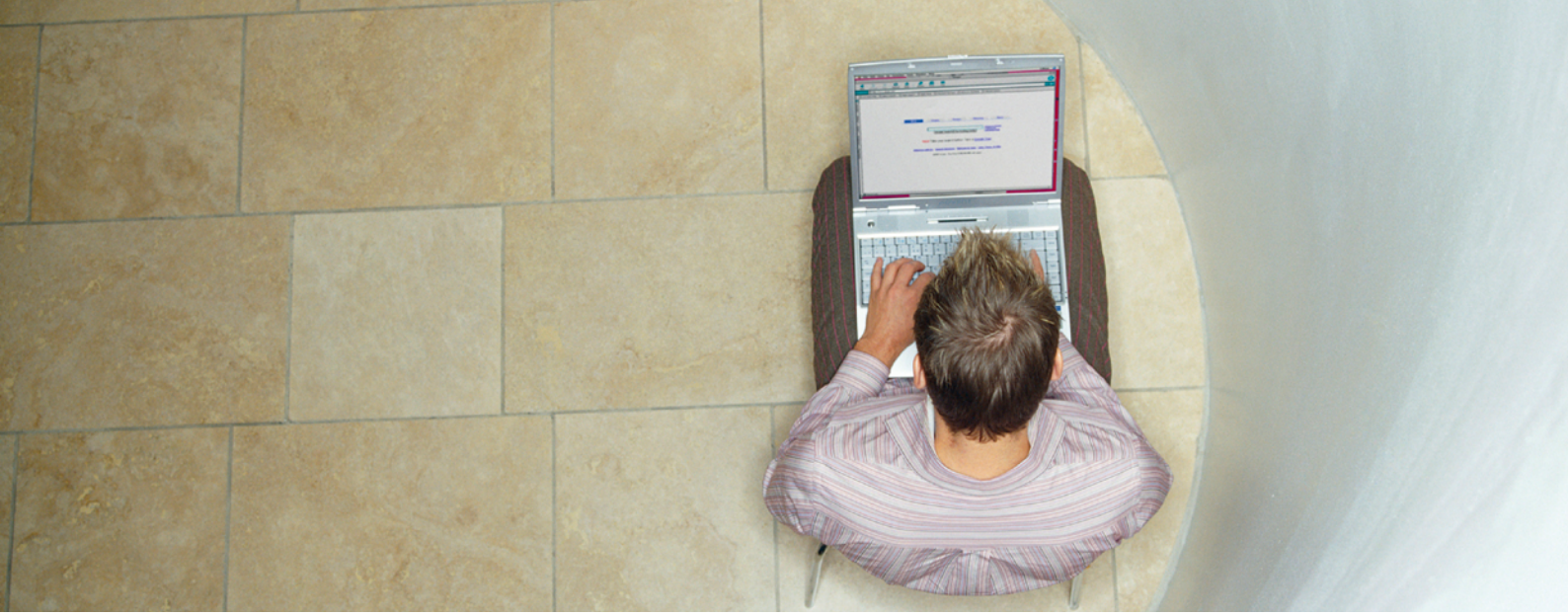

13　会社の財産の保護とITの使用

フェストアルピーネ・グループの財産と資源は、社員によって適切かつ慎重に使用され、紛失、盗難、濫用から保護されなければなりません。インターネット、イントラネット、電子メールなどのフェストアルピーネ・グループの通信設備、およびすべての作業機器は、ビジネスに必要なものとして利用されます。個人利用がある場合には、個々のグループ会社の個別の規制が適用されます。
ITの使用に関しては、一般的なリスクを制限するために、グループのガイドラインとセキュリティ規定を遵守する必要があります。IT機器（PC、ノートブックなど）は常に適切な方法で保管し、技術的に可能な範囲内で、アクセス保護（パスワードなど）して防護する必要があります。個人のパスワードを、他の社員または第三者に伝えてはなりません。代理での使用には、明確で検証可能な取り決めを作る必要があります。
会社関連のデータが盗まれた場合や見つからない場合は、直ちに上司に報告する必要があります。これが電子データに関係する場合、アクセス許可の遮断やその他の適切な手順を、担当のIT部門と協議して速やかに手配する必要があります。個人データの場合は、データ保護組織のガイドラインで定められた報告プロセスに従う必要があります。

14　職場での安全

社員の安全と健康は、フェストアルピーネの中心的価値であり、最優先事項です。労働環境の継続的な改善とさまざまな予防および保健対策は、健康と安全というフェストアルピーネ・グループの企業文化成功の基盤です。すべての社員は、職場環境での安全と健康の保護を促進し、安全基準ならびに労働安全衛生保護に関するガイドラインと規定に従う必要があります。これは、フェストアルピーネの代理として行動する企業とその社員にも適用されます。

15 環境と気候保護

持続可能な生産プロセス、資源の責任ある使用、および可能な限り最高のテクノロジーの使用は、フェストアルピーネ・グループの企業理念と事業活動の不可欠な部分です。同時に、これらの前提は、製品およびサービスにおける長期的な品質リーダーシップの基盤を形成します。生産チェーンのすべての分野は、資源（特に原材料とエネルギー）をできる限り節約して使うことと、プロセスと製品の環境への影響を最小限に抑えることに力を注いでいます。環境に優しい鉄鋼生産プロセスと製品の開発、効率性を高めるための対策、排出削減とエネルギー節約、および透明で効率的な環境マネジメントのための集中的な研究により、フェストアルピーネ・グループのプロセスと製品の環境への影響は、持続的に最小限に抑えることが可能になっています。

16 インサイダー情報の悪用の禁止

上場企業として、フェストアルピーネAGは資本市場の厳格な要件に縛られています。これには、個人の利益、または第三者の利益のためにインサイダー情報を使用することの禁止が含まれます。取引を行っている者が、適用法に従ってインサイダー情報と見なされる情報を持っている場合、フェストアルピーネAGの株式と社債、およびそれらから派生した金融商品（オプションや証券など）の取引は固く禁止されています。インサイダー情報とは、限られた一部の人物のみが利用でき、もし公開された場合には、フェストアルピーネの株式相場に影響を与えることができる、フェストアルピーネ・グループに関する情報です。インサイダー情報の使用は法律で罪となり、また懲戒処分の対象となります。インサイダー情報の社内外への開示も厳格に禁止されており、同じ法的処分の対象となる可能性があります。詳細については、フェストアルピーネAGの資本市場コンプライアンス・ガイドラインを参照してください（https://voestalpine.net/compliance）。

17 企業広報

フェストアルピーネ・グループや個々のグループ会社の、すべてのプレスリリースおよびその他の一般向けの情報は、各社の取締役会、社長または広報責任者のみが行うものとします。これは、従来形式とデジタル形式の両方の広報に適用されます。すべての社員は、このテーマに関する詳細な情報をフェストアルピーネ・グループ・イントラネット領域で閲覧することができます。

18 不正行為の報告

フェストアルピーネグループの従業員が、行動規範の規定、その他の社内ガイドラインや規則、あるいは法的要件に違反する行為を発見する場合があります。フェストアルピーネグループは、このような規則違反を目撃したり、具体的な理由によりその疑いを持った従業員の誰もが、報復を恐れることなく次のいずれかの窓口に報告することを推奨しています。

- グループのコンプライアンス担当または部門のコンプライアンス端乙への情報提供
- フェストアルピーネAGの監査・リスク管理部門への情報提供
- 直属の上司への情報提供
- 各グループ会社の経営陣、担当の法務部門または人事部門への情報提供
- フェストアルピーネAGの人事部への情報提供
- 人権担当者

» 法人データ保護マネージャーまたは部門データ保護マネージャーへの情報提供
» 従業員だけでなく、社外の通報者も利用することができるWebベースの内部通報システムによる情報提供

信頼のおけるコミュニケーションを促進するために、法律、行動規範、その他社内ガイドラインまたは規則に違反する行為を通報した従業員は、いかなる報復や不利益を受けないということを明記します。このことは、そのような不正行為の調査に重要な情報を提供する者にも同様に適用されます。ただし、フェストアルピーネグループは、故意または重大な過失により虚偽の告発を行った従業員に対して、懲戒処分を行う権利を明示的に留保します。
コンプライアンス違反は、まずはオープンに、つまり内部告発者の名前を明らかにして報告する必要があります。氏名を明示した報告は、要望により機密扱いとします。
フェストアルピーネの従業員は、行動規範の規定、その他社内ガイドラインや規則、あるいは以下の分野
» 独占禁止法、汚職、不正行為、利益相反、資本市場のコンプライアンス
» 差別、セクシャルハラスメント、いじめ、人権
» データ保護
» 技術的なコンプライアンス、特に生産プロセスやITセキュリティにおける技術標準や認証の遵守
» 環境
» 健康と安全
» および
» その他の分野での違反
における法的規定の違反に関して、身元を明かすだけでなく、匿名でも報告することができます。
そのような匿名の報告は、フェストアルピーネグループのWebベースの内部告発システムを使用して行うことができます。これは、フェストアルピーネの従業員および外部の内部告発者（サプライヤなど）が以下のインターネットで閲覧することができます：　www.voestalpine.com/whistleblowersystem。これに関する詳しい情報は、フェストアルピーネのウェブサイト(https://www.voestalpine.com/group/de/konzern/compliance)や、グループのイントラネット(https://voestalpine.net/compliance)をご覧ください。

voestalpine AG
voestalpine-Strasse 1
4020 Linz, Austria
T. +43/50304/15-0
F. +43/50304/55-0
www.voestalpine.com

voestalpine
ONE STEP AHEAD.